



公益社団法人

日本プロボウリング協会（J P B A）

トーナメント開催規程及び開催規程細則

公益社団法人日本プロボウリング協会

Japan Professional Bowling Association

第1章 基本原則

- 1.1 基本原則**（トーナメント開催規程第1章を1.1.1・1.1.2とする）
- 1.1.1** 本規程は公益社団法人日本プロボウリング協会(以下、協会という)が主催(共催を含む)するトーナメント及び公認並びに承認する全てのトーナメントに適用するものとし、トーナメントの開催及び運営の基本ルールを定めるとともにトーナメント主催者並びに出場する競技者の責任と義務を規定したものである。
- 1.1.2** 本規程の運用に当たっては、定款第8章により構成されたトーナメント委員会(以下、委員会という)が下記の項についての権限と責任をもって行うものとする。
1. 協会競技会規則の制定及び改廃の審議
 2. 協会トーナメント開催規程及び規則の制定及び改廃の審議
 3. 主催(共催を含む)及び公認競技会の厳正な運営及び管理
 4. 全てのトーナメントの年間競技日程の作成と調整
 5. 公認トーナメント及び承認イベント開催申請の内容審査と開催の決定
 6. トーナメントの開発及び継続に関する諸問題の検討

第2章 トーナメントの種類

- 2.1 種類**（トーナメント開催規程第2章を2.1.1～2.1.5とする）
- 2.1.1 主催トーナメント(共催を含む)**（トーナメント開催規程第2章第3条を2.1.1とする）
1. 全日本男女プロボウリング選手権大会
 2. その他理事会が主催を承認した競技会
- 2.1.2 公認トーナメント**（トーナメント開催規程第2章第4条を2.1.2とする）
- 本協会諸規定に準じ、次に掲げる各項に適合し委員会が公認競技会として認めるトーナメント（参照：トーナメント開催規程細則 8.1.2）
1. 競技会に選手権名を使用してはならない。（協会主催のみ）
 2. 永続的に毎年開催の計画を持っていること。
 3. プロ選手の資格は、本開催規程・細則に定めるトーナメント出場優先順位によるものとする。
 4. トーナメントは原則として、男女別で行う個人戦である。
- 2.1.3 B公認トーナメント**（トーナメント開催規程第2章第5条を2.1.3とする）
- 前（2.1.1 及び 2.1.2）以外で本協会の細則 8.1.3 に準じ、更に委員会がB公認トーナメントと認めるトーナメント。（参照：トーナメント開催規程細則 8.1.3）
1. 賞金総額が300万円以上500万円未満であること。（現金の副賞は認めない）
 2. 開催日数は2日間を最大とする。（プロの選抜大会の開催は認めない）

3. ランキング

- イ. タイトル：あり（但し、男女混合の場合はなし）
- ロ. ポイントランキング：参入（B公認ポイント）
- ハ. 賞金ランキング：算入
- ニ. アベレージランキング：算入

2.1.4 承認イベント（トーナメント開催規程第2章第6条を2.1.4とする）

本規定の細則 8.1.4 の承認イベントに適合する競技会

2.1.5 国際トーナメント（トーナメント開催規程第2章第7条を2.1.5とする）

本規定の細則 8.1.5 の国際トーナメントに適合する競技会

第3章 トーナメントの開催と申込受付と決定

3.1 トーナメントの開催（トーナメント開催規程第3章を3.1.1・3.1.2とする）

全てのトーナメントは、主催者が競技会開催の申し込みを行い、協会との「開催協約」の締結によって開催が保証される。協約条項(内容)は本規定と連带的に効力が認められる。

3.1.1 申込方法（トーナメント開催規程第3章第8条を3.1.1とする）

1. 申込先は協会トーナメント委員会とする。
2. 申込にあたっての必要事項は下記の通りとする。

- イ. 主催者名及び住所
- ロ. トーナメントの名称
- ハ. 開催希望日時
- ニ. 競技会場名及び住所
- ホ. 競技方法（TV決勝の有無）
- ヘ. 賞金総額（副賞の有無と内容）
- ト. 出場資格及び人数（推薦者名）

※ 承認イベントの場合は参加競技者名を必要とする。

- チ. その他必要事項

3.1.2 審議と決定（トーナメント開催規程第3章第9条を3.1.2とする）

1. 申込受付に関しては、委員会において審議することとする。
2. 審議の結果は、トーナメント委員会に報告され主催者と協議を行う。
3. 競技が合意された場合、協会は主催者と開催協約を結ぶこととする。
4. 開催決定後、委員会は理事会に報告するものとする。

第4章 公認及び承認競技会の主催者

4.1 公認及び承認競技会的主催者

4.1.1 主催者の定義と義務（トーナメント開催規程第4章第10条を4.1.1とする）

1. トーナメントの主催者とは、トーナメント開催の当事者であり、協会との開催協約に基づき開催を保証する団体又は個人である。
2. 主催者は決定された日程により、会場の設定並びにトーナメント実施規定、賞金、トーナメント開催及び運営に必要な事項の準備と必要経費を負担し、大会が円滑に遂行されることに責任を持つものとする。

4.1.2 トーナメント開催協約（トーナメント開催規程第4章第11条を4.1.2とする）

トーナメントの開催が決定した主催者は、協会と開催協約を締結するものとする。
(開催協約は2通作成し、各々が1通ずつ保持するものとする)

4.1.3 賞金の支払い及び副賞に関する規定（トーナメント開催規程第4章第12条を4.1.3とする）

1. 賞金は振込・現金・小切手にて選手に支払うものとする。
2. 地震、火災などの不慮の事故によって競技が「不成立」となった場合は中止の時点により、主催者は下記の通り賞金を負担するものとする。
 - ① 競技会の予選終了後に中止となった場合は、その時点の順位によって発表の額面の30%以上とする。
 - ② 準決勝開始及び決勝終了以前に中止となった場合は、その時点の順位によって発表の額面の70%とする。(②の場合、タイトルとする)
 - ③ 順位ポイントについては、予選終了後準決勝終了以前に中止となった場合は、その時点の順位によってポイントの30%を与えるものとし、準決勝終了後中止となった場合は、その時点の順位によってポイントの70%を与える。
 - ④ ラウンドロビン方式のみで行われる競技会では、全対戦の1/3以上終了後2/3終了以前の間に中止となった場合はその時点の順位によって賞金は発表の額面の30%以上ポイントは30%を与える。全対戦の2/3以上終了後中止となった場合は、その時点の順位によって賞金は額面の70%以上、ポイントは70%与えられタイトルとなる。
 - ⑤ 上記①及び②以外は委員会と協議し決定するものとする。
3. トーナメントにおける副賞はその総額が現金(商品券を含む)の場合、各々順位賞金を越えないものとする。但し、現金(商品券を含む)以外の物品に関してはその限りではない。

4.2 主催者推薦選手

4.2.1 主催者推薦選手（トーナメント開催規程第4章第13条を4.2.1とする）

主催者は、開催規程細則の人数規定により、その人数までの選手を推薦選手としてエントリー資格に関係なく参加させることができる。但し、当該選手に推薦の通告をする前に推薦選手名と理由を委員会に書面にて提出し、委員会の承認を得なければならない。

補則：細則

1. 主催者が推薦できるのは、当該競技者のプロボウラー参加総数の5%までとする。
(本大会推薦者及び外国人プロボウラーを含む)
2. 選抜大会のある競技会において、直接本大会に出場できる推薦選手を希望する主催者はその理由を書面にて提出し委員会の審議を経て承認を得るものとする。
尚、本大会推薦選手は当該競技会最大2名(推薦可能人数以内)とする。
3. 全日本選手権には推薦は認めない。

4.3 公認料及びエントリーフィー

4.3.1 公認料 (トーナメント開催規程第4章第14条を4.3.1とする)

主催者は開催日の1ヶ月前までに開催規程細則に定められた公認料を協会に振込みを完了しなければならない。

4.3.2 エントリーフィー (トーナメント開催規程第4章第15条を4.3.2とする)

1. 公認トーナメントは、協会で決定し徴収するものとする。
2. B公認トーナメントは上限を原則11,000円とする。
但し、上記金額を超えて徴収する場合は委員会に申請し承認を得るものとする。

第5章 競技運営に関する規定

5.1 競技運営に関する規定

5.1.1 競技運営の責任 (トーナメント開催規程第5章第16条を5.1.1とする)

競技の運営は、協会の責任において行うものとする。各公認競技会の競技委員長(トーナメントディレクター)及び記録委員長等は委員会が決定するものとし、競技に関する準備は競技委員長の承認もとで行われるものとする。

5.1.2 競技に関する規則 (トーナメント開催規程第5章第17条を5.1.2とする)

協会の定める競技会規則によるものとする。

第6章 選手の参加資格と義務

6.1 選手の参加資格と義務

6.1.1 トーナメントプロ (トーナメント開催規程第6章第18条を6.1.1、6.1.2とする)

協会規程のトーナメントプロライセンスを有し、当該年度の主催及び公認トーナメントに出場資格を有する者を称してトーナメントプロという。

協会の定めたエントリー順位により、出場資格を有する選手は出場の可否を選択する権利を認められる。

6.1.2 エントリー手続きと出場選手の決定

1. エントリーの手続きは協会所定のエントリーフォームによって選手本人が行うものとする。
2. 出場人数に制限のある競技会の場合、下位出場者の決定は定められたエントリー締切日に委員会が最終決定するものとする。但し、特別な事由がある場合、締切日以降競技会開始までに出場選手の決定をすることがある。
3. 出場が決定した選手は、そのトーナメントに出場する権利を有すると同時に出場の義務を負うものとする。(競技会規則 1.19.3)
4. 参加取り消し又は欠場の場合は、定められた手続きを行わなければならない。
(競技会規則 1.19.2～1.19.5)

6.2 テレビ・ラジオ・写真の権利

6.2.1 肖像権・放映権・その他の権利 (トーナメント開催規程第6章第19条を6.2.1とする)

協会が公認トーナメント・承認イベントとして行われるトーナメント及びイベントに出場する選手並びにそのトーナメント・イベントに関する肖像権・放映権及びこれに類する全ての権利は協会が保有するものとする。従って選手及び大会関係者は、これらの権利を協会に無断で行使することはできない。

6.2.2 特別遵守義務 (トーナメント開催規程第6章第20条を6.2.2とする)

当該トーナメントに出場選手の中で、前夜祭及び記者会見に出場又は出席することを協会又は委員会より指名されたものは拒否することはできない。

上記に出場又は出席することが出来ない場合は、本大会の出場資格を取り消すこととする。
(但し、やむを得ない事由により主催者並びに委員会が本大会の出場を認める場合がある)

第7章 補則

7.1 改廃・附則

7.1.1 改廃 (トーナメント開催規程第7章第21条を7.1.1とする)

本規則は、協会定款第4章に基づいて構成されたトーナメント委員会によって検討審議され、協会理事会の承認を経て改廃されるものとする。

附則

本改正規則は、２０１３年１月１日より施行する。

本改正規則は、２０１３年７月１日より社団法人から公益社団法人に名称を移行する。

本改正規則は、２０２５年４月１日より施行する。

１９８２年１月１日施行

１９８６年７月１日改定

１９８８年５月３０日 〃

１９８９年５月９日 〃

１９９２年１１月２６日 〃

１９９３年１月１日 〃

２０００年１月１日 〃

２００４年１月１日 〃

２０１３年１月１日 〃

２０１３年７月１日 〃

２０１４年４月１日 〃

２０２５年４月１日 〃

トーナメント開催規程細則

第8章 トーナメントの種類

8.1 トーナメントの種類

8.1.1 主催トーナメント（トーナメント開催規程細則第1章第1条を8.1.1とする）

主催トーナメント（共催を含む）トーナメント

※参照：トーナメント開催規程 2.1.1 主催トーナメント（共催を含む）

1. 全日本男女プロボウリング選手権大会
2. その他理事会が主催を承認した競技会

8.1.2 公認トーナメント（トーナメント開催規程細則第1章第2条を8.1.2とする）

前 8.1.1 以外で本協会諸規定に準じ、更に次に掲げる各項に適合し、委員会が公認競技会として認めるトーナメント。

1. 競技会に選手権名を使用してはならない。（協会主催のみ）
2. 永続的に毎年開催の計画を持っていること。
3. プロ選手の資格は、本開催規程・細則に定めるトーナメント出場優先順位によるものとする。
4. トーナメントは原則として、男女別で行う個人戦である。

8.1.3 B公認トーナメント（トーナメント開催規程細則第1章第3条を8.1.3とする）

前 8.1.1・8.1.2 項以外で本協会の諸規定に準じ、更に次に掲げる各号に適合し、委員会がB公認トーナメントとして認めるトーナメント。

1. 賞金総額が300万円以上500万円未満であること。（現金の副賞は認めない）
2. 開催日数は2日間を最大とする。（プロの選抜大会の開催は認めない）
3. ランキング
 - イ. タイトル：あり（但し、男女混合の場合はなし）
 - ロ. ポイントランキング：参入（B公認ポイント）
 - ハ. 賞金ランキング：算入
 - ニ. アベレージランキング：算入

8.1.4 承認イベント（8.1.4を追加）

本細則 8.1.1、8.1.2、8.1.3、8.1.5 以外で当細則第14章に適合し委員会で開催されるトーナメント又はイベントを承認イベントという。

8.1.5 国際トーナメント（トーナメント開催規程細則第1章第4条を8.1.5とする）

国際トーナメントとは、本協会所属のプロと日本国以外で協会が認めるプロ組織のライセンスを所持するプロとの国内における競技会をいう。（各国とのプロ組織による競技会を含む）

1. 公認国際トーナメント

国内における公認国際トーナメントは、協会主催もしくは共催に限る。

2. 公認国際トーナメントの放映

イ. 公認国際トーナメントが国内でテレビ放映される場合の放映権は協会が保有するものとする。

ロ. 国内外を問わず、協会が主催、共催となる場合の国外での放映権については、当事者間で協議決定するものとする。

3. 公認国際トーナメントの運営譲渡

イ. 公認国際トーナメントの運営管理については、協会理事会の承認の上、プロモーターにこれを譲渡することができる。

ロ. 譲渡を受けたプロモーターは、協会と協議の上、興業譲渡権利金を協会に納付するものとする。

8.2 トーナメントプロ区分

8.2.1 トーナメントプロ区分とは

協会認定のトーナメントプロライセンスを有し、当該年度の主催及び公認トーナメントに出場資格を有する者を称してトーナメントプロという。

トーナメントプロの区分とその資格は以下の通りとする。

8.2.2 トーナメントシードプロ（TS）（トーナメント開催規程細則第2章5条を8.2.・8.2.3とする）

1. シードプロとはトーナメントの中で、出場の最優先の資格を持ち、主催及び公認トーナメント全てに出場する権利を有する者をいう。

（B公認トーナメントを含む。特殊トーナメントを除く）

8.2.3 資格と人数

【男子】

(1) 前年度ポイントランキング上位24名

(2) 前年度全日本選手権者1名

(3) シードプロに辞退者がでた場合は、次点者を繰り上げるものとする。

【女子】

(1) 前年度ポイントランキング上位18名

(2) 前年度全日本選手権者1名

(3) シードプロに辞退者がでた場合は、次点者を繰り上げるものとする。

尚、辞退者は理由を明記の上、委員会に辞退書を提出し委員会が認めた者を辞退者とする。

但し、繰り上げはランキング対象年度内に辞退者がある場合に限る

(4) 辞退が認められた者の、出場資格の順位はトーナメントサードプロの最上位とし当該年度に実施される出場優先順位決定戦に出場しなければならない。

但し、永久シードプロ（V20）及び準永久シードプロ（V10）は除く

8.3 トーナメントプロ区分

8.3.1 永久シードプロ (V20) (トーナメント開催規程細則第2章第6条を8.3.1とする)

永久シードプロとは、生涯優勝回数20勝以上の選手の事をいう。男子は当該年度に実施される「シーズントライアル」の出場を免除され優先順位は「公認トーナメント優勝者シードプロ」の次に位置する。

女子は当該年度に実施される「順位決定戦」の出場を免除され優先順位は「TS」の次に位置する。

8.3.2 全日本選手権者シードプロ(JS) (トーナメント開催規程細則第2章第7条を8.3.2とする)

1. 全日本選手権者は、次の年度より男子は5年間、女子は3年間「全日本選手権者シード」として全ての公認トーナメントに出場する権利を有する。(特殊トーナメントを除く)
2. 初年度は、トーナメントシードプロ「TS」の資格を有する。
3. 男子は2年目から5年目に当該年度に実施されるシーズントライアル女子は2年目及び3年目に当該年度に実施されるトーナメント出場優先順位決定戦の出場を免除され優先順位は「V20」の次に位置し最新選手権者を上位とする。

8.3.3 公認トーナメント優勝者シードプロ(CS) (トーナメント開催規程細則第2章第8条を8.3.3とする)

1. 公認トーナメント優勝者は、当該トーナメント優勝決定日から次年度の出場資格を与える。(特殊トーナメントを除く)
2. 男子は優先順位としては「TS」の次に位置する。【男子】
3. 女子は優先順位としては、①当該年度優勝者②前年度優勝者シードプロとし、当該年度優勝者は全日本選手権者シードプロの次に位置する。【女子】(9.1.3参照)

8.3.4 歴代優勝者シードプロ(特殊トーナメントを除く)

(トーナメント開催規程細則第2章第9条を8.3.4とする)

公認トーナメント(B公認トーナメント含む)歴代優勝者は、当該トーナメントに限り本大会出場資格を有する。

8.3.5 トーナメントセカンドプロ(T2) ※【女子のみ】

(トーナメント開催規程細則第2章第10条を8.3.5とする)

1. セカンドプロとは、当細則8.3.1、8.3.2、8.3.4、8.3.6項以外のプロで前年度ポイントランキングの19位~36位までの18名をいう。
(但し、前年度ランキング19位~36位までに当細則8.3.2、8.3.4、8.3.5のプロが重複する場合は、37位以下より繰り上げるものとする)
※当該年度に8.3.2、8.3.4、8.3.5からの該当者及びセカンドプロに辞退者が出て繰り上げは行わない。
2. セカンドプロは、当該年度に実施される「順位決定戦」を免除されて、年間の優先順位が確定される。

8.3.6 準永久シードプロ(V10) (トーナメント開催規程細則第2章第12条を8.3.6とする)

準永久シードプロとは、生涯優勝回数10勝以上の選手の事をいう。男子は当該年度に実施されるシーズントライアル、女子は当該年度に実施されるトーナメント出場優先順位決定戦の出場を免除される。優先順位については、男子は歴代優勝者シードプロの次に、女子はT2の次に位置する。

8.3.7 トーナメントプロ ※【男子のみ】(トーナメント開催規程細則第2章第13条を8.3.7とする)

1. トーナメントプロとは、本細則8.3.1、8.3.2、8.3.3、8.3.4、8.3.6のプロを除く全てのトーナメントプロ及び当該年度復帰者をいう。
2. 公認トーナメントに出場する場合は、当該年度に開催されるシーズントライアルに出場して、出場優先順位を獲得しなければならない。
3. 「シーズントライアル」
 - イ. 本戦は当該年度の優先順位を決定する為に、年4回開催されるものである。
(1開催3会場又は4会場にて行う)
 - ロ. 開催時期及び優先出場資格を与えるトーナメントに関しては、委員会にて決定される。
 - ハ. シーズントライアルは全てのプロが出場資格を持つものとする。但し、シードプロ及び準永久シードプロは優先出場順位の対象からは除くものとする。
- 二. 記録は全て公認とし、シーズントライアル優勝者(1開催4名)には、新規にシーズントライアルタイトルを設け与えるものとする。
但し、公式戦のタイトルには含まない。
- ホ. 新たにシーズントライアルポイントを導入する。
このポイントは年間のポイントランキングに算入されるものとする。

8.3.8 トーナメントサードプロ(T3) ※【女子のみ】

(トーナメント開催規程細則第2章第14条を8.3.8とする)

1. サードプロとは、8.3.1、8.3.2、8.3.3、8.3.4、8.3.5、8.3.6のプロを除く全てのトーナメントプロ及び当該年度復帰者をいう。
2. 当該年度にトーナメント出場優先順位決定戦が実施される場合は出場して優先順位を獲得しなければならない。
3. 「トーナメント出場優先順位決定戦」
 - イ. 本決定戦は、当該年度の優先順位を決定する為に開催する。
 - ロ. 本決定戦は、8.3.8で規定されたサードプロ以外の者は出場できない。
 - ハ. サードプロの中で、当該年度上半期(1月~6月)トーナメント優勝者は本決定戦の出場を免除される。
- 二. 本決定戦で得た優先順位により、出場できるトーナメントは委員会によって決定し発表するものとする。

8.4 トーナメントプロ区分名称

8.4.1 名称 (トーナメント開催規程細則第2章第15条を8.4.1とする)

トーナメントシードプロ TS

永久シードプロ V20

全日本選手権者シードプロ JS

公認トーナメント優勝者シードプロ(特殊トーナメントを除く) CS ※B公認トーナメント含む

歴代優勝者シードプロ(特殊トーナメントを除く) ※B公認トーナメント含む

トーナメントセカンドプロ T2 ※【女子のみ】

準永久シードプロ V10

トーナメントプロ ※【男子のみ】

トーナメントサードプロ T3 ※【女子のみ】

第9章 トーナメント出場優先順位

9.1 公認トーナメント出場優先順位

9.1.1 出場優先順位 (トーナメント開催規程細則第3章第18条を9.1.1～9.1.3とする)

公認トーナメントの出場優先順位は次の通りとする。

9.1.2 【男子】

1. トーナメントシードプロ (TS) 24名 ※前年度全日本選手権者を含む
2. 公認トーナメント優勝者シードプロ (CS) ※B公認トーナメント含む・特殊トーナメント除く
3. 永久シードプロ (V20)
4. 全日本選手権者シードプロ (JS) ※5年間
5. 歴代優勝者シードプロ (CS) ※B公認トーナメント含む・特殊トーナメント除く
※当該トーナメントの本大会出場資格を有する。但し、エントリー締切前対象とする。
6. 準永久シードプロ (V10)
7. 当該年度プロボウラー資格取得テスト実技免除合格者
8. 当該年度プロボウラー資格取得テストトップ合格者
9. トーナメントプロ(シーズントライアル出場者)

9.1.3 【女子】

1. トーナメントシードプロ (TS) 18名
2. 永久シードプロ (V20)
3. 全日本選手権者シードプロ (JS) ※3年間
4. 当該年度公認トーナメント優勝者シード(CS1)
※B公認トーナメントを含む。特殊トーナメントを除く)

※1～3項及び5項以外からの優勝者は、次トーナメントよりシードとする。

(但し、エントリー締切前を対象とする)

※併せて次年度のシード権を獲得する。尚、優勝者シード順は直近の優勝者を上位とする。

5. 前年度公認トーナメント優勝者シード(C S 2)
尚、優勝者シード順は、直近の優勝者を上位とする。
 6. 歴代優勝者シードプロ (C S) ※B公認トーナメント含む。特殊トーナメントを除く
※当該トーナメントの本大会出場資格を有する
 7. トーナメントセカンドプロ(T 2)
 8. 準永久シードプロ (V 1 0)
 9. 当該年度プロボウラー資格取得テスト実技免除合格者
 10. 当該年度プロボウラー資格取得テストトップ合格者
 11. トーナメントサードプロ(T3)
- ※ミックスダブルスの出場優先順位は、前年度の男女ポイントランキングのポイント合計により決定される。

9.1.4 B公認トーナメント出場資格 (トーナメント開催規程細則第2章第16条を9.1.4とする)

1. 男子は前年度ポイントランキング上位24名以上とする。
※出場数は24名～76名までとする。
2. 女子は前年度ポイントランキング上位18名以上とする。
※出場数は18名～72名までとする。
3. トーナメント出場優先並びにトーナメント出場資格がない選手で、主催者推薦選手として主催者が推薦できるのは、出場募集人数の10%までとする。
(A公認はプロボウラー総参加数の5%まで)
4. B公認トーナメントの推薦は年1回までとする。

9.1.5 外国のプロボウリング協会認定プロボウラー出場資格

(トーナメント開催規程細則第2章第17条を9.1.5とする)

1. 本協会の公認トーナメントに出場を希望する者は、準会員の資格を取得しなければならない。但し、委員会の審議を経て理事会の承認を得た者に限る。
2012年度より準会員の公認トーナメント出場資格は、委員会の審議を経て理事会の承認を得た公認トーナメント及び主催者(スポンサー)推薦により委員会の審議を経て理事会の承認を得た者に限るものとする。
- イ. P B A、K P B Aの当該年度のライセンスを所持する者。
但し、委員会及び理事会の要請がある場合は、実技テスト及び研修を受講しなければならない。
- ロ. 所属団体の推薦状又はJ P B A正会員3名の推薦状とライセンス証のコピー及び申請書を提出できる者。
- ハ. 準会員が主催者またはスポンサー推薦により公認トーナメント出場の場合、別途定めた参加費を納入しなければならない。
一度準会員の登録をした者は、定款第3章第8条に基づき毎年、年会費を納入しなければならない。

注：再入会の場合は改めて委員会の審議を経て理事会の承認を受け、再度入会金(※1)並びに年会費(※2)を納入しなければならないものとする。

※ハの項目に関しては、2011年度までの適用とする。

2. 準会員の公認トーナメント出場資格は、主催者（スポンサー）推薦により委員会の承認を得た者に限るものとする。
3. シード権及びトーナメント参加権利は正会員に限るものとする。
また全日本選手権（男女）の出場資格は正会員のみとする。
4. その他に関しては、委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。
※日本国籍を有する者は、日本のプロボウラー資格取得テストを受けなければならない。

9.1.6 例外となるトーナメント及び出場（トーナメント開催規程細則第3章第19条を9.1.6とする）
特殊トーナメント等の場合はその都度委員会より発表するものとする

第10章 トーナメントの出場人数

10.1 公認トーナメント出場人数

10.1.1 選抜大会を行わないトーナメント（トーナメント開催規程細則第5章第21条を10.1.1とする）

1. 人数【男子】24名から 【女子】18名から（特殊トーナメントを除く）
2. 出場者は、本規定9.1.1・9.1.2の出場優先順位による。（特殊トーナメントを除く）
3. B公認トーナメントの出場人数規定
【男子】24名以上76名以内 【女子】18名以上72名以内
※男女混合も可能とするが、タイトル数には算入しない。

10.1.2 選抜大会を行うトーナメント（トーナメント開催規程細則第5章第22条を10.1.2とする）

1. 選抜大会は、本大会の出場人数が男子48名、女子36名以上でなければ行うことができない。
2. 選抜大会の出場資格は本規定9.1.1、9.1.2の出場優先順位による。
3. 選抜大会のある競技会において、直接本大会に出場できる推薦選手を希望する主催者はその理由を書面にて委員会に提出し委員会の審議を経て承認を得るものとする。
4. 選抜大会は、当協会が運営するものとする。

10.1.3 主催者推薦選手（トーナメント開催規程細則第5章第23条を10.1.3とする）

1. 主催者が推薦できるのは、当該競技者のプロボウラー総参加人数の5%までとする。
（外国人プロボウラーを含む）
2. 出場者は、本規定9.1.1、9.1.2の出場優先順位による。（特殊トーナメントを除く）
3. B公認トーナメントの出場人数規定
【男子】24名以上76名以内 【女子】18名以上72名以内
※男女混合も可能とするが、タイトル数には算入しない。
4. 全日本選手権の推薦は認めない。

10.1.4 外国人プロボウラーの推薦規程（トーナメント開催規程細則第5章第24条を10.1.4とする）

1. PBA・KPBAのライセンスを当該年度保持し委員会が認めた者に限る。
2. 上記1.を除くプロボウラーについては、理事会の承認を得るものとする。

第11章 トーナメントプロ復帰

11.1 トーナメントプロ復帰

11.1.1 トーナメントプロ復帰（トーナメント開催規程細則第4章第20条を11.1.1とする）

1. 前年度公認トーナメント未出場の者で、当該年度にトーナメント出場を希望する場合はトーナメント復帰願いを委員会に提出しなければならない。
2. 復帰条件
 - イ. 永久A級ライセンス保持者 → 復帰願いのみ
※永久A級ライセンス保持者とは、5年連続男子：210AVG、女子：200AVGの者（ゲーム数は2025年度より公認トーナメント（A・B）年間総ゲーム数の85%とする）又は、5年連続シード権を獲得した者（シード権は2007年より対象とする）
 - ロ. ライセンス取得後10年以上在籍者 → 復帰願いのみ
 - ハ. ライセンス取得後10年未満の者 → 復帰願い+2万円
3. トーナメント復帰者の中で、出場資格(前9.1)の条件以外に特に考慮しなければならない事由がある場合は、委員会で審議の上理事会で決定するものとする。

11.1.2 産休制度適用の対象 【女子のみ】

産休制度は、公益社団法人日本プロボウリング協会トーナメント開催規程細則トーナメントプロ区分に定める8.3.1、8.3.2、8.3.3に定める第1シードプロ及び8.3.5に定める第2シードプロ（トーナメントセカンドプロ及び準永久シードプロ及びプロテスト実技免除合格者・トップ合格者）及び当細則8.3.8に定めるトーナメントサードプロに適用されるものとする。

11.1.3 産休のためのトーナメントプロ登録休止

1. 第1シードプロ及び第2シードプロが出産のため産休届を提出し、トーナメントプロ登録休止を申し出てトーナメント委員会が許可した場合、同委員会は当該選手に対し出産月の翌月より12ヶ月間を限度とし産休を認めるものとする。
2. 出産翌月より12ヶ月間を経た後、心身の疲労・虚弱状態などにより体調が回復しない場合は、医師による「診断書」をトーナメント委員会に提出し審議の上、適用期間の延長を認める場合がある。
3. 産休制度適用によるトーナメント登録休止期間内に再度妊娠した場合も、登録休止を申し出た際に妊娠していた子を出産月の翌月から24ヶ月が経過するまでの間に限り、登録休止ができるものとし、再度の出産のためトーナメントプロ登録休止を延長することは認められない。

11.1.4 トーナメントプロ登録への復帰

1. 前条に定める産休によりトーナメントプロ登録を休止していた者（以下「産休制度適用者」という）が再び J P B A トーナメントに参加する場合には、出場する J P B A トーナメント本大会開催日 1 日目の 1 ヶ月前までに J P B A が指定する産休復帰届をトーナメント委員会に提出することにより、次条に定めるところに従い、復帰年度の出場資格を取得できるものとする。但し、「全日本選手権」及びその他委員会が指定した特別公認競技会についてはこの限りではない。
2. 産休復帰届が認められた者の出場資格の順位は、次のとおりとする。
 - ① 第 1 シードプロ及び第 2 シードプロについては、第 2 シードプロの最下位（準永久シードプロの次位）とする。

※早期に復帰した場合も、適用期間の 1 2 ヶ月間は出場資格の順位（第 2 シードプロの最下位）が保証され、復帰した次年度の出場優先順位（適用期間内）は、復帰年度の最終ポイントランキング順位か第 2 シードプロ最下位順位のいずれか上位の順位を優先とする。
 - ② トーナメントサードプロの復帰順位については、トーナメントサードプロの最下位とする。但し、上半期の出場優先順位については、前年度の最終ポイントランキングを優先する。
3. ①②ともトーナメントプロ復帰料は、ライセンス取得年数に限らず免除とする。

11.1.5 その他

1. 流産その他の場合の産休制度適用者の処遇については、その都度トーナメント委員会にて審議の上、決定するものとする。
2. 本制度は、トーナメント委員会の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント委員会は、改訂について速やかに理事会に報告する。

本改正細則は、2022年6月1日より施行する。

第 1 2 章 賞金制度

1 2 . 1 賞金制度

12.1.1 賞金総額 （トーナメント開催規程細則第 6 章を 12.1.1～12.1.3 とする）

1. 公認トーナメントの賞金総額は 5 0 0 万円以上とする。
2. B 公認トーナメントにおける賞金総額は 3 0 0 万円以上 5 0 0 万円未満とする。

12.1.2 プロ・アマオープントーナメントの賞金

プロ・アマオープントーナメントの賞金はプロのみとする

12.1.3 賞金配分

1. 本大会出場人数が24名以下の場合は、全員に賞金を与えなければならない。
2. 本大会出場人数が25名以上60名以下の場合は、最低24名以上に賞金を与えなければならない。
3. B公認トーナメントの賞金配分は、本大会出場プロには最低男子24名、女子24名に賞金を与えなければならない。
4. 賞金配分の割合は、賞金配分表に基づくものとする。
5. 上記以外の賞金配分については委員会の承認を得なければならない。

第13章 公認オープントーナメント特別規定

13.1 特別規定（トーナメント開催規程細則第7章第29条～第33条を13.1.1～3.1.4とする）

- 13.1.1 プロ・アマオープントーナメントにおけるプロの出場資格は、トーナメント出場優先順位（本規定9.1）によるものとする。
- 13.1.2 プロ・アマオープントーナメントの本大会におけるアマチュア選手の出場人数はプロ出場人数の同数以下とする。
但し、それ以外については委員会に提出し承認を得なければならない。
- 13.1.3 選抜大会をプロ・アマ合同で行う場合の選抜方法は、プロ・アマそれぞれの上位より選出するものとする。
- 13.1.4 プロ・アマオープントーナメントにおいて、ラウンドロビン方式並びにマッチゲーム方式を採用する場合は、それ以前にプロ・アマ合同による最低8ゲーム以上のトータルピン方式の競技を採用しなければならない。
※上記以外の場合委員会の承認を得るものとする。
- 13.1.5 J P B Aを退会した者は、1年間アマチュアとしても公認オープントーナメントに出場することが出来ない。（なお、1年間経過しても特に考慮しなければならない事由があれば、委員会で審議の上出場出来ない場合がある）
J P B Aを除名された者は、以降アマチュアとしても公認オープントーナメントに出場することが出来ない。（但し、1年間経過後、委員会で審議の上出場を認める場合がある）
※理事会にて退会、除名が認められた日から1年間とする。

13.2 公認料規定

13.2.1 公認料 (トーナメント開催規程細則第8章第34条を13.2.1とする)

1. 単発の公認トーナメントは50万円とする。
但し、男女同一会場での同時開催の場合は2トーナメントとする。
2. サーキットトーナメントは1会場20万円とする。
(サーキットトーナメントは3会場以上での開催をいう)
3. 男女ミックストーナメントは80万円とする。

B公認トーナメント (トーナメント開催規程細則第8章35条を13.2.2とする)

B公認トーナメントの公認料は賞金総額の10%とする。

第14章 承認イベント規定

14.1 承認イベント

14.1.1 本規定 8.1.1、8.1.2、8.1.3 以外で、開催されるトーナメント又はイベントを承認イベントという

14.1.2 申請

次に掲げる各項に該当する競技会などを開催する場合は、承認イベントとして委員会に届け出て、承認を得なければ当協会会員は出場することができない。

1. プロボウラーが6名以上(会場センター・企業所属プロを除く)参加して競技を行うもの。
(模範競技、アマチュア参加のオープン戦競技などを含む)
2. 人数に関係なく出場するテレビマッチ
3. 出場人数に関わらず賞金が出るイベント・競技会など

※上記1～3項の各項に該当しながら、承認イベントの申請及び承認の有無は、出場プロ個人の責任において確認することとする。無承認イベントなどに出場したプロには、罰則が適用される。

14.1.3 賞金制度 (トーナメント開催規程細則第9章第36条を14.1.3とする)

承認イベントにおける賞金総額の上限を300万円未満とする。

但し、TV主催の承認イベントを除く。

1. 賞金は、出場プロのみ対象とする。
2. 賞金は主催者よりプロに支払うものとする。

- 14.1.4 エントリーフィー** （トーナメント開催規程細則第9章第37条を14.1.4とする）
承認イベント（賞金を出すイベント）の参加費（研修会・パーティ費などを含む）は、下記記載の金額を限度として徴収することができる。

賞金総額	参加費
～ 150万円未満	5,000円
150万円 ～ 300万円未満	10,000円
※上記金額を超えて徴収する場合には委員会の承認を得るものとする。	

- 14.1.5 承認イベントの出場資格** （トーナメント開催規程細則第9章第38条を14.1.5とする）
承認イベントのプロ出場資格は当該正会員（プロ・インストラクターを含む）とする。
但し、上記以外の者をプロとして出場させる場合は、委員会に理由書を提出し承認を得るものとする。

- 14.1.6 承認イベントの出場規定** （トーナメント開催規程細則第9章第39条を14.1.6とする）
承認イベント（賞金を出すイベント）における出場人数は下記の通りとする。
（但し、開催地区所属プロを除く）

賞金総額	出場人数
～ 100万円未満	15人まで
100万円 ～ 200万円未満	20人まで
200万円 ～ 300万円未満	30人まで
※上記人数を超えて開催を希望する場合は委員会の承認を得るものとする。	

- 14.1.7 承認料** （トーナメント開催規程細則第9章第40条を14.1.7・14.1.8とする）

1. 賞金を出さないイベント

- ① 単発のイベントは5万円とする。
- ② 当協会法人賛助会員主催の場合は1万円とする。
- ③ （公社）日本ボウリング場協会加盟センターにて開催の場合は2万円とする。
- ④ サーキットイベント（3会場以上）は1会場につき1万円とする。

2. 賞金を出すイベント

出場人数に関わらず承認料を支払うものとする。

- ① 承認料は賞金総額の15%とする。但し、最低承認料は10万円とする。
- ② 当協会法人賛助会員主催の場合は賞金総額の5%とする。
但し、最低承認料は5万円とする。
- ③ （公社）日本ボウリング場協会加盟センターにて開催の場合は賞金総額の8%とする。
但し最低承認料は5万円とする。

3. TVのレギュラー番組（継続して行われるもの）については、当協会に申請し委員会の承認を得るものとする。尚、承認料は不要とする。

14.1.8 承認料の免除

当協会地区主催の活動行事及び委員会が承認したイベントに限り承認料を免除することができる。

第 1 5 章 補則

1 5 . 1 改廃・附則

15.1.1 改廃

本規則は、協会定款第4章に基づいて構成されたトーナメント委員会によって検討審議され、協会理事会の承認を経て改廃されるものとする。

附則

本改正細則は、2013年1月1日より施行する。

本改正細則は、2013年7月1日より社団法人から公益社団法人に名称を移行する。

本改正細則は、2025年4月1日より施行する。

1982年 1月 1日 施行

1986年 7月 1日 改定

1988年 5月30日 〃

1989年 5月 9日 〃

1992年11月26日 〃

1993年 1月 1日 〃

2000年 1月 1日 〃

2004年 1月 1日 〃

2006年 1月 1日 〃

2008年 1月 1日 〃

2010年 4月 1日 〃

2013年 1月 1日 〃

2013年 7月 1日 〃

2018年 9月 5日 〃

2025年 4月 1日 〃